

## 第5期 第25回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年8月4日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 403会議室
3. 出席委員(29人)
4. 欠席委員(1人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
  - 議案第1号 専決処理事案について (3件)
  - 議案第2号 農地法第3条の許可申請について (2件)
  - 議案第3号 農地法第4条第1項の許可申請について (2件)
  - 議案第4号 農地法第5条第1項の許可申請について (2件)
  - その他
7. 農業委員会事務局職員(3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

おはようございます。定刻よりは早いのですが、出席予定者全員揃っておりますので、只今から第25回東温市農業委員会を開会いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶申し上げます。

### ○会長

おはようございます。暑い日が続いております。体調管理等、大変だと思っておりますが、とにかく1ヵ月余り前、毎日毎日雨が降って、これはどうなるだろうという雨でしたが、ここにきて、全く雨が降らない、暑い日が続くという、とにかく自然環境が変わりつつあります。刈り取り時期になったら、どうなるかという心配もしておりますが、先のごことは、先のごことで、今日一日、一日を大事に稲作の管理をしていかないといけないかと思っております。本日は、案件も少ないようですけれども、慎重な審議をお願いしたらということで、開会のあいさつにさせていただきます。よろしく申し上げます。

本日、欠席の委員さんですが、〇〇委員さんが、欠席されておりますので、ご案内しておきます。

続きまして、議事録署名人の指名ですが、恒例によって議事録署名人を決めさせていただきます。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、議案審議に入りたいと思います。まず、議案第1号、専決処理事案についてを議題といたします。3件ですが、事務局より説明を願います。

### ○事務局

議案第1号 専決処理事案について。

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理。

1番 渡人 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。受人〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、269㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で、所有権移転を実施します。

2番 渡人 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇、田、1,721㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、分譲宅地。志津川土地区画整理事業内農地で、所有権移転を実施します。

3番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、286㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で、所有権移転を実施します。以上です。

### ○会長

只今、専決処理事案3件について、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、承認してよろしいでしょうか。

( 承認 )

○会長

第1号議案 専決処理事案については、承認いたします。続きまして、議案第2号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の許可申請について。

番号4番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1, 285㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、野菜、花卉、苗、果樹。主な農機具の保有状況は、トラクター、管理機、軽四。労働力は、常時3人。耕作面積は、8, 798㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、①効率的に営農すると認められない場合、②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合、③信託の引き受けにより取得しようとする場合、④常時従事すると認められない場合、⑤耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合、⑥また貸しするおそれがある場合、⑦耕作放棄等で周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、いずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

それでは、地元の担当委員さんより説明をお願いしたいんですけど、○○委員さんで。

○委員 ○○委員

説明申し上げます。今、事務局から詳細に説明があったとおりでございます。これにつきましては、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議の程、お願いしたいと思います。以上です。

○会長

只今、地元の委員さんから、問題ないと言うようなご説明を受けたんですが、皆さんの方から、何か、ご意見やご質問はございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、4番の案件について承認いたします。続きまして、5番の件について事務局より説明願います。

○事務局

番号5番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、3,094㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米、じゃが芋。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクター。労働力は、常時2人。耕作面積は、17,548㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、地元、○○委員さん。

○委員 ○○委員

只今、事務局が説明して頂いた通りでございます。現地の方も確認いたしました。問題ございません。よろしくご審議、お願いいたします。

○会長

只今、地元の○○委員さんから、説明がございましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。特に、ございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認します。続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の許可申請についてを議題とします。6番について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の許可申請について

番号6番 転用者 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、836㎡。○○、畑、2,553㎡。計2筆。計3,389㎡。都市計画は、都市計画区域外。農地区分は、第2種農地。他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は、植林。開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

この件については、植林の案件ですが。○○委員さん。

○委員 ○○委員

○○さんが変わって、説明させて頂きたいと思います。以前は、この辺りは、ミカンとか梨、そのような果樹を主にやっていたんですが、今はもう果樹がダメな時代になりまして、放棄地的な状況になっております。そこへ植林をしようということだと思しますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

○会長

只今、○○委員さんから、説明を受けたんですが、この件については、前回、事前にこのような案件があるんだということで、前回にも説明を受けております。今回、転用が出てきた訳なんですが、皆さんのご意見をお伺ひしたらと思います。何か、ご意見はございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行ったらと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、7番の説明をお願いします。

○事務局

番号7番 転用者 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、105㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第3種農地。鉄道の駅からおおむね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。転用目的は、貸露天駐車場。開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

地元の農業委員さん、これは○○委員さん。

○委員 ○○委員

説明申し上げます。7番ですけれども、7ページを見ていただきますと牛淵駅の近くでございまして、露天駐車場ということで、貸して駐車場にするということでございまして。現地を確認しましたところ、別に問題ないと思いますので、宜しくご審議の程お願ひしたらと思います。

○会長

只今、〇〇委員さんから説明を受けた訳ですが、何か、ご意見ご質問はございませんでしょうか。第3種農地の露天駐車場ということです。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、議案第4号 農地法第5条1項の許可申請についてを議題にいたします。8番の件について事務局より説明願います。

○事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の許可申請について。

番号8番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、491㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第3種農地。水道管、下水管、ガスパイプのうち2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの便益を享受でき、かつおおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、都市公園等の公共公益的施設があることから、第3種農地と判断されます。転用目的は、農家住宅、農業用倉庫。権利内容は、使用貸借権設定。開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

この件については、第3種農地の農家住宅、農業用倉庫を建てるんですが、地元は〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

この〇〇さんは、親子です。業者の方と現地を見てきました。8ページを見てもらったらと思います。西側に学校の体育館で南側は住宅が建っています。農地としては良い農地では無いんですけども、今回、農家住宅を建てたいというので、判を押しました。皆様のご審議の程、よろしく願います。

○会長

只今、地元、〇〇委員さんから説明を受けた訳ですが、皆様の方から何かお伺いしたいこととか、ご意見ございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続いて、9番について説明願います。

○事務局

番号9番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、234㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第2種農地。市町役場（支所を含む）からおおむね500m以内にある農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は、分家住宅。権利内容は、使用貸借権設定。開発許可は、必要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

これは、地元は、○○委員さん。

○委員 ○○委員

先日、この件につきまして、現地案内させてもらいました。丁度ふるさと交流館さくらの湯のちょうど近く、歩いて距離的には20m、30mのところなんですけど、何にしても問題ないということで判断しました。ご審議の程、よろしく願います。

○会長

只今、○○委員さんから、説明を受けた訳ですが、皆さんから何かご意見ご質問、ございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、9番の件について承認いたします。  
議案審議については、今回は以上になっております。